

資料 2

◆依存症専門医療機関と依存症治療拠点機関

【制度概要】

- ◇府内における依存症の医療体制の強化を図るための制度。平成 29 年 9 月選定開始。
- ◇対象とする依存症は、「アルコール健康障がい（アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障がい）」「薬物依存症」及び「ギャンブル等依存症」。どれかひとつを対象とすることも可能。
- ◇「依存症専門医療機関」の対象は、3 つの依存症のいずれかに取り組んでいる医療機関。
- ◇「依存症治療拠点機関」の対象は、「依存症専門医療機関」であり、かつ、依存症の治療拠点となる医療機関。

【選定状況（平成 30 年 3 月 23 日時点）】

○専門医療機関

保険医療機関名称	保険医療機関所在地	対象の依存症	選定日	自治体
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	枚方市宮之阪 三丁目 16 番 21 号	アルコール健康障がい、 薬物依存症、ギャンブル等依存症	平成 29 年 9 月 29 日	大阪府
医療法人和気会 新生会病院	和泉市松尾寺町 113	アルコール健康障がい	平成 29 年 10 月 6 日	大阪府
一般財団法人成研会 結のぞみ病院	富田林市 伏見堂 95 番地	アルコール健康障がい、 薬物依存症、ギャンブル等依存症	平成 30 年 1 月 4 日	大阪府
医療法人以和貴会 金岡中央病院	堺市北区 中村町 450 番地	アルコール健康障がい	平成 30 年 1 月 22 日	堺市
医療法人聖和錦秀会 阪和いずみ病院	和泉市唐国町 4 丁目 15 番 48 号	アルコール健康障がい	平成 30 年 2 月 21 日	大阪府

○治療拠点機関

保険医療機関名称	保険医療機関所在地	対象の依存症	選定日	自治体
地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	枚方市宮之阪 三丁目 16 番 21 号	アルコール健康障がい、 薬物依存症、ギャンブル等依存症	平成 29 年 9 月 29 日	大阪府

◆依存症相談拠点機関

【制度概要】

- ◇依存症対策総合支援事業実施要綱（平成 29 年 6 月）に基づいて、相談者の状況に応じた適切な相談・指導を含めた依存症に関する支援を実施する機関。都道府県・政令市に設置。
- ◇留意点は「相談員を配置すること」、「相談窓口であることを明示・周知すること」、「民間団体を含む関係機関と十分な連携をとる体制ができていること」の 3 点。

【設置状況（平成 30 年 3 月 23 日時点）】

- 大阪府こころの健康総合センター、府保健所（12 か所）、中核市保健所
→平成 29 年 12 月 1 日に、3 依存症についての相談拠点として設置（指定）。
- 大阪市及び堺市は、平成 30 年度に設置（指定）予定。